

令和 7 年度大山崎町保育料徴収基準額表

入所子どもの属する世帯の階層区分					徴収基準額（月額）	
階層区分		年齢区分			3 歳未満児	
		保育時間認定区分			標準時間	短時間
A		生活保護世帯（単給世帯を含む）			0円	0円
B		町民税非課税世帯			0円	0円
C		町民税均等割のみ課税世帯			8,100円	7,600円
D	1	町民税所得割額		48,600円未満	12,900円	12,300円
	2		48,600円以上	60,600円未満	16,400円	15,600円
	3		60,600円以上	72,600円未満	19,800円	18,900円
	4		72,600円以上	84,600円未満	23,300円	22,200円
	5		84,600円以上	97,000円未満	27,000円	25,700円
	6		97,000円以上	115,000円未満	32,400円	30,800円
	7		115,000円以上	133,000円未満	37,800円	36,000円
	8		133,000円以上	151,000円未満	43,200円	41,200円
	9		151,000円以上	169,000円未満	44,500円	43,900円
	10		169,000円以上	224,500円未満	52,900円	50,400円
	11		224,500円以上	301,000円未満	61,000円	56,700円
	12		301,000円以上		71,000円	66,900円

備 考

1. 階層区分については、教育・保育給付認定子どもと同一世帯に属して生計を一にしている保護者及びその配偶者並びにそれ以外の扶養義務者（その者が家計の主宰者である場合に限る。）の町民税額を基準として決定します。
2. 4 月から 8 月までは前年度町民税額を、9 月から 3 月までは現年度町民税額を基準として決定します。
3. 町民税所得割額の算出については、寄附金控除・配当控除・外国税額控除・住宅借入金（取得）等特別控除・耐震改修控除・特定改修控除・長期優良住宅控除は、控除前の税額により算定します。
4. 年齢区分については、4 月 1 日時点の満年齢（クラス年齢）により区分します。
5. 3 歳児以上の徴収基準額は 0 円になります。
6. ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯の場合で、C 階層及び D 1 階層に属する場合は徴収基準額から 1, 0 0 0 円を差し引いた額とします。
7. ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯のうち、C 階層及び D 階層中の町民税所得割額 7 7, 1 0 1 円未満に属する世帯の第 1 子の徴収基準額は半額（国が定める基準額を超える場合は基準額）とし、第 2 子以降の徴収基準額は 0 円とします。
8. 同一世帯で 2 人以上の小学校就学前の子どもが保育所、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育事業、特別支援学校幼稚部、児童発達支援、医療型児童発達支援、情緒障害児短期治療施設通所部及び居宅訪問型児童発達支援を利用している場合の 2 人目の徴収基準額は半額とし、3 人目以降の徴収基準額は 0 円とします。
9. 同一世帯に子ども（1 8 歳になる日以後最初の 3 月末までの間にある者に限る）が 3 人以上いる場合で、C 階層及び D 9 階層以下に属する世帯の 3 人目以降の徴収基準額は 0 円とします。
- 1 0. 同一世帯で子ども（年齢制限なし）が 2 人以上いる場合で、C 階層及び D 階層中の町民税所得割額 5 7, 7 0 0 円未満に属する世帯の第 2 子の徴収基準額は半額とし、第 3 子以降の徴収基準額は 0 円とします。

延長保育料徴収基準額表（町立保育所 ※町立保育所以外は各施設で確認ください）

階層区分	1 ヶ月を単位とする利用の場合の基準額（月額）	1 日を単位とする利用の場合の基準額（日額）
A 階層・B 階層	0円	0円
C 階層・D 階層	2,500円	200円

上記の基準額表は、年度により改定される場合があります。